

寄付金取扱規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本車椅子ハンドボール連盟（以下、本連盟）が受領する寄付金の適正な受入れ及び管理運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（法的根拠）

本規程は、**一般社団法人及び一般財団法人に関する法律**及び本連盟定款に基づき定める。

第3条（寄付金の定義）

本規程において寄付金とは、個人又は法人その他の団体から無償で供与される金銭又は財産をいう。

第4条（寄付金の種類）

本連盟が受け入れる寄付金は、次の各号に分類する。

1. 一般寄付金（使途を特定しないもの）
2. 使途指定寄付金（特定の事業又は目的に充当することを条件とするもの）
3. 継続寄付金（定期的に行われるもの）
4. 現物寄付（物品・不動産その他の財産）

第5条（受入基準）

1. 寄付金は、本連盟の定款に定める目的及び事業の範囲内で受け入れるものとする。
2. 次に掲げる寄付は受け入れない。
 - (1) 法令又は公序良俗に反するもの
 - (2) 本連盟の運営の独立性を損なうおそれのある条件が付されたもの
 - (3) 反社会的勢力からのもの
 - (4) その他理事会が不相当と認めたもの

第6条（受入手続）

1. 寄付の申込みは、所定の寄付申込書による。
2. 使途指定寄付及び高額寄付については、理事会の承認を要する。
3. 受領後は遅滞なく領収書を発行する。

第7条（管理及び会計処理）

1. 寄付金は、一般寄付金と使途指定寄付金を区分して経理する。
2. 使途指定寄付金は、当該指定目的以外に使用してはならない。
3. 現物寄付は、適正な評価額により計上する。

第8条（情報公開）

本連盟は、寄付金の受入状況及び使途について、必要に応じて事業報告書等で開示する。

第9条（税務上の取扱い）

1. 本連盟が公益認定を受けていない場合、寄付金は原則として法人税法上の益金に算入される。
2. 本連盟が公益認定を受けた場合は、**公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律**その他関係法令に従う。

第10条（クラウドファンディングによる寄付）

1. 本連盟は、インターネットを通じたクラウドファンディングにより寄付金を募集することができる。
2. クラウドファンディングを実施する場合は、事前に理事会の承認を得るものとし、次の事項を明確にする。
 - (1) 募集目的及び事業内容
 - (2) 目標金額
 - (3) 募集期間
 - (4) 資金使途
 - (5) 目標未達時の取扱い（All-or-Nothing型／All-In型）
3. 募集にあたっては、誤認を招く表示又は誇大な表現をしてはならない。
4. 調達した資金は、募集時に表示した目的に従い適正に使用する。
5. 実施結果及び資金使途については、終了後速やかに理事会へ報告し、必要に応じて公表する。
6. プラットフォーム事業者との契約内容については、法令及び内部規程に適合することを確認する。

第11条（クラウドファンディングの返金対応）

1. 募集時に返金条件を定めた場合は、その条件に従い適切に対応する。
2. やむを得ない事情により事業を実施できない場合は、理事会の決議を経て、返金又は代替事業への充当を決定する。

3. 返金対応を行う場合は、速やかに寄付者へ通知する。

第12条（利益相反の禁止）

1. 役員は、寄付金の受入れ又はその使用に関し、自己又は第三者の利益を図る目的で当法人の利益を害してはならない。
2. 役員が寄付者と特別の利害関係を有する場合は、当該寄付の受入れ及び使途決定の審議・決議に参加してはならない。

第13条（自己申告義務）

役員は、寄付者との間に次の関係がある場合、事前に理事会へ書面で申告しなければならない。

- (1) 親族関係
- (2) 取引関係
- (3) 雇用関係
- (4) その他利害関係を有する場合

第14条（特別利害関係者との取引）

寄付者に対して便宜供与、優先的契約、資金還流その他不適切な利益供与を行ってはならない。

第15条（高額寄付の特別審査）

一定額（年間100万円）を超える高額寄付については、理事会において次の事項を審査する。

1. 寄付の背景及び目的
2. 条件の有無
3. 法令遵守及び社会的信用への影響
4. 利益相反の有無

附則

1. 本規程の改廃は、広報・マーケティング委員会委員長が発議し、理事会の決議によって決定する。
2. 本規程は2026年3月16日から施行する。